

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度グランブルー・ツーリズム広報戦略策定及び情報発信事業

2 目的

唐房バイパスから波戸岬へと続く「ルート・グランブルー」の周辺には、七ツ釜、呼子、名護屋城跡、浜野浦の棚田などの、自然やグルメ、アクティビティ、文化・歴史に関する個性豊かな観光スポットが充実している。そこで県では、ルート・グランブルーを中心とした唐津・玄海エリアに点在する観光プロダクトを有機的につなげ、エリア全体の魅力を面的に訴求することにより、当該エリアへの集客、周遊の促進、滞在時間の延長に寄与するとともに、観光客の満足度向上及び旅行消費単価の向上を目指す取組を実施する。

本事業では、当該エリアにある魅力的な観光スポット等で体験できる「コト」に焦点をあて、ターゲット層※に効果的に訴求し、来訪につなげるため、クリエイター等の専門家の知見を活用し、「グランブルー・ツーリズム広報戦略（仮称）」を策定するとともに、広報戦略に基づく情報発信を実施することを目的とする。

※ターゲット層：福岡県、長崎県在住の30～40代女性（家族連れ含む）を想定

3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1） 広報戦略の策定

ターゲット層に対し唐津・玄海エリアの魅力を確実かつ効率的に発信し、当該エリアの認知度及びイメージ向上、集客・周遊の促進につなげるために、どのような方針・コンセプト・プロセスで広報を行うべきか等の全体の広報戦略（2箇年を想定）を提案する。広報戦略の策定にあたっては、県や唐津市、玄海町、（一社）佐賀県観光連盟等（以下、「県・市町等」とする。）の意見等を勘案しながら進めること。

また、具体的な広報手法（SNS広告、WEBサイト、新聞広告等）及びその実施計画についても記載すること。

（2） プロモーションを兼ねた情報発信の実施

（1）で策定した広報戦略及び実施計画に従い、ターゲット層に効果的に訴求し、話題性及び拡散性に繋がる情報発信を提案・実施する。

また、以下①～③に例示している以外でも、上記目的を達するために必要と認められるものがあれば提案すること。

なお、実施時期については、令和7年9月～令和8年1月のうち最も効果的なタイミングや手法を勘案したうえで決定すること。

- ① SNS及び動画サイト（InstagramやYouTube、TVerなど）等を活用した情報発信

- ② リーフレット（電子版・紙媒体のどちらでも可）等を活用した情報発信
- ③ デジタルサイネージやイベント等を活用した情報発信

（３） 情報発信用コンテンツの制作

（２）の情報発信に必要なコンテンツ（静止画、ショート動画、リーフレット等）を制作する。
なお、コンテンツ制作に必要な現地取材、打合せ等を行うこと。

① プロモーション用動画制作

- ・ SNS広告等に使用するショート動画（15秒程度、3本以上）やイベント等で活用するプロモーション動画（1分程度、1本以上）を制作する。なお、動画の時間に応じて最大限のPR効果を得られるようストーリー性のある構成とすること。
- ・ 動画素材は県が提供するもの及び新たに撮影したものを使用すること。（取材先5箇所程度）
- ・ 用途に応じて、BGMやテロップ等の挿入などを行うこと。また、訴求効果が見込まれる場合は、人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと。

② リーフレット等の制作

- ・ 観光スポットやアクティビティなどを含む当該エリアの楽しみ方を紹介するためのリーフレット等を制作する。
- ・ デザイン、取材、ライティング、印刷等のリーフレット等の制作に必要な全ての作業を実施すること。なお、掲載写真は県が提供するものを使用し、必要に応じて新規撮影を行うこととする。

（４） 観光WEBサイト掲載用記事の制作

既存の観光WEBサイト（サイト名：ココロうるおす唐津・呼子・玄海の旅ーグランブルー・ツーリズムー）の掲載情報を充実させるため、コラム記事の制作等を行う。なお、取材スポット、時期などの重要事項は、県と協議のうえ決定すること。

（５） 情報発信の効果検証、及び次年度への提案

- ・ 情報発信事業については、事業開始時に成果指標を設定すること。
- ・ 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動（観光WEBサイトへの流入等）を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）等进行分析・報告し、情報発信方法を適宜見直すこと。なお、これ以外にも情報発信方法の工夫に資する収集可能なデータがあれば提案し、随時分析・報告すること。
- ・ 事業終了後は、広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を報告書としてとりまとめ、次年度以降実施可能な具体的な施策を提案すること。
- ・ 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。

（６） その他留意点

- ・ 契約上限額を踏まえ、具体的かつ実現可能性のある提案を行うこと。

- ・ 情報発信コンテンツの企画、撮影、編集等、その他制作のために必要となる一切の手続きは受託者が行うこと。
- ・ 情報発信コンテンツ制作のための取材・応報収集経費や材料費・調査費についても委託費に含むものとする。
- ・ その他、上記目的の達成に資する事業が考えられる場合は、必要に応じて追加提案すること。

4 成果物の提出等

電子媒体については、可能な限りCD-R等の記録媒体に格納し提出すること。

➤ 業務完了報告書

紙媒体（A4サイズ）1部及び記録媒体に格納し、以下のものを含めること。

- ・ 業務に関して作成した全ての成果物（広報戦略等）
 - ・ 広告実績に係る書類（各広報の実績、実施成果をまとめた資料等）
- 本業務で制作した各コンテンツ等のほか、広報物のデザイン、本事業で収集・制作した画像・動画等のデータを記録した電子媒体。なお、他の用途にも活用できるよう、編集可能なデータについても納品すること。

5 本業務委託の業務遂行体制等

（1）業務体制・業務責任者の配置

事業を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務の実施に当たっては、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行い、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

（2）業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の実施においては県と定期的な協議（オンライン又は対面）を行うなど緊密な連携を取ること。なお、遂行状況については、随時報告を行うものとする。

（3）業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打合せを行うほか、関連事業全体について随時助言を行うものとする。

6 著作権に係る留意事項

- （1） 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。
- （2） 受託者が本業務において制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- （3） 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら佐賀県観光課の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担に

において一切の処理を行うものとする。

7 その他の留意事項

- ・ 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、第三者に漏らし、又は、本業務履行以外の目的で使用してはならない。受託者の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする
- ・ 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について県が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- ・ 取材を実施する場合は事前に連絡・調整し、許可を得るなど必要となる手続きの一切を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県観光課と協議し、その指示に従うこと。

8 委託業務の期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

9 業務委託上限額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 委託料の支払い

完了払